

## 資料17-1-6 金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」について

金融監督庁では、「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」（7月2日発表）等を踏まえ、検査部内に「金融検査マニュアル検討会」を設置し、昨年8月以降検討を行ってきた。昨年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、これに対するパブリックコメント等を踏まえ検討を重ね、合計24回にわたる審議の結果、本日その最終的な成果として、金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」がまとめられ公表された。

本「最終とりまとめ」は、金融検査は自己責任原則に基づく金融機関経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、①当局指導型から自己管理型への転換（内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェック）、②資産査定中心の検査からリスク管理重視の検査への転換に重点を置いて作成されている。その際、諸外国の金融検査を巡る動向やパーゼル銀行監督委員会における議論を勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえたものとなっている。（別添1参照）

なお、「中間とりまとめ」についての見直しが行われた主なポイントは、別添2のとおりである。

今後、金融監督庁においては、本「最終とりまとめ」を踏まえ、検査官宛の内部通達を策定する予定である。

なお、本通達は、全ての預金等受入金融機関を対象とし、本年7月1日以降に実施する検査について適用する予定である。ただし、資産査定、償却・引当等決算処理に係る事項については、本年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する予定である。

\* 平成1年4月8日 発表、ホームページ掲載

( 別添 1 )

平成11年 4月 8日  
金融監督庁検査部

## 金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」の概要

金融監督庁においては、検査官が金融機関を検査する際の手引書(マニュアル)を整備するため、昨年8月、検査部内に、法律家、公認会計士、金融実務家等をメンバーとする「金融検査マニュアル検討会」を設置し、検討を進めてきた。昨年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、これに対するパブリックコメント等を踏まえ、検討を重ね、合計24回にわたる審議の結果、本日、その最終的な成果として具体的なマニュアル案を内容とする「最終とりまとめ」をまとめ、公表するに至った。

### 1. 概要

1. 我が国金融システムの安定と再生を図り内外の信頼を回復するためには、不良債権の処理、業務再構築やリストラ、情報開示等に取り組むとともに、検査マニュアル等の整備等を通じて検査監督体制の一層の充実を図っていく必要がある(金融再生トータルプラン、緊急経済対策)。金融検査マニュアル等の整備・公表は、監督当局の検査監督機能の一層の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと期待される。
2. 本検査マニュアル案の作成に当たっては、金融検査は自己責任原則に基づく金融機関の経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、
  - ① 従来の当局指導型から、自己管理型への転換を進める(検査は、金融機関自身の内部管理と会計監査人等による厳正な外部監査を前提として、内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェックを中心とする)、
  - ② 従来の資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査へ転換を図る、  
ことに重点を置いている。また、諸外国の金融検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論を勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえて作成している。
3. 本検査マニュアル案では、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について、各々チェック・リスト等により、検査を行う際のチェック・ポイントを示している。  
まず、法令等遵守態勢については、経営陣(注1)が金融機関の社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理を構築し、法令等が遵守される体制を整備しているか

をチェックすることとしている。

また、リスク管理態勢については、自己責任原則の下、監査役を含めた経営陣、そして会計監査人等の役割と責任を明確化するとともに、当局による検査において、経営陣等が各種リスク管理の重要性を認識し、リスク管理のための方針を策定し、体制の整備等を行っているかをチェックすることとしている。

(注1) 本検査マニュアル案においては、経営陣の役割について「取締役会」において決定すべき項目と「取締役会等」(取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。)において決定すべき項目の2つに分けている。

4. なお、本検査マニュアル案は、邦銀の海外拠点及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象とすることを予定している。

また、金融検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目(注2)は検査官が金融機関のリスク管理態勢等を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があり、チェック項目に記述されている字義通りの対応がなされていない場合でも、業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、対応が合理的なものであり、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とされるものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。なお、検査における指摘が直ちに特定の監督上の措置に結びつくわけではない。

(注2) 本検査マニュアル案においては、チェック項目を以下の3つに区分している。

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ さらに、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定してい

る金融機関にあつては①、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関にあつては②としている項目がある。

## II . 各マニュアル案の概要

### 1 . 法令等遵守態勢（コンプライアンス）のチェックリスト

本チェックリストでは、取締役や監査役に求められている役割を明らかにしているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を明記し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、コンプライアンス重視の企業風土醸成により、金融機関としての公共性を発揮することを促している。

### 2 . リスク管理態勢

#### (1) リスク管理態勢のチェックリスト（共通編）

本チェックリストにおいては、金融機関の抱える各種リスクを管理するにあたって、全てのリスク管理に共通するチェック項目を、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」の原則を踏まえ整理している。

本チェックリストの各項目は、金融機関経営に際して当然実践されるべきリスク管理の基本であり、特に金融機関の取締役が認識し実践することが求められるものである。

具体的には、取締役、取締役会、取締役会等、監査役、管理者それぞれの認識と役割等を明記し、取締役等にリスク管理に対する自覚を求めているほか、金融機関としてのあるべきリスク管理態勢の整備を促している。

#### (2) 信用リスク管理態勢のチェックリスト及び信用リスク検査マニュアル

本チェックリストにおいては、与信集中の排除等のポートフォリオ管理の重要性を強調するとともに、信用格付の導入、信用リスクの計量化を促している。

また、信用収縮に対する懸念に配慮し、チェックリストに「円滑な資金供給を行っているか」、「金融検査マニュアルを理由とした資金供給の拒否や資金回収等の不適切な取扱いを行っていないか」をチェックする項目を設けている。

信用リスク検査マニュアルにおいては、自己査定に関する検査について、旧大蔵省金融検査部の「資産査定について」の通達をベースとしつつ、債務者区分を判定する場合の判断基準の明確化（特に関連ノンバンクを含む金融支援先の査定方法の明確化）等を図っている。なお、判断基準は債務者を区分する際の目安であり、債務者区分の判定に当たっては、定量的な判断だけでなく、業種の特性等を踏まえた総合的な判断が必要である。特に、中小企業等向けの与信に対しては、

どの債務者区分の判定の際にも、当該企業の財務状況のみならず、代表者等の資産等をも勘案して判断する必要がある旨を明記している。

償却・引当に関する検査についても、償却・引当基準の一層の明確化を図るとともに、貸倒引当率等の算定方法の適切性、償却・引当額の水準の適切性について検査を行うこととしている。また、要注意先に対する引当は、信用リスクの程度に応じて区分毎に行うことを基本とし、例えば、要管理先債権とそれ以外のものに区分して行っている場合には妥当と判断できることも明確化している。

自己査定及び償却・引当に関する検査を踏まえ、自己資本比率がどのような影響を受けるのか等についても検査において検討することとしている。

### (3) 市場関連リスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、旧大蔵省金融検査部の「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」と「海外拠点検査のチェックリスト」を一本化した上で、金融環境の変化に対応し金融機関の市場関連リスクの管理態勢レベルの向上を求めている。また、自己資本比率に係るマーケット・リスク規制やトレーディング勘定についてのチェック項目を新たに設けるなど内容の充実を図っている。

### (4) 流動性リスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、流動性管理の重要性が非常に高まっている昨今の金融情勢を踏まえ、特に資金繰りリスクに重点を置いて作成している。

具体的には、資金繰りの逼迫度に応じた管理手法等の規定の整備、円貨・外貨及び国内拠点・海外拠点の資金繰りの統合管理、オフバランス取引、コミットメントライン、調達先の分散状況等を考慮した調達可能額の把握等について記し、流動性リスクの適切な管理態勢の確立を促すこととしている。

なお、市場流動性リスクについては、「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」に盛り込まれており、その中でチェックすることとしている。

### (5) 事務リスク管理態勢のチェックリスト

事務リスクについては、従来、現物検査、実地検査を通じて把握した状況を基に事務管理態勢のチェックを行っていたが、本チェックリストでは、基本的に本部検査等を通じて事務リスク管理態勢のプロセス・チェックを行うこととしている。

具体的には、事務リスクの適切な評価（計量化を含む。）を行うことを促しているほか、網羅的な事務規定の整備、自店検査の機能発揮について明確化し、事務管理態勢の整備状況をチェックすることとしている。また、顧客保護の徹底を図るとともに、融資先の財務情報など個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に扱うことを求めている。

(6) システムリスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、旧大蔵省金融検査部の「コンピュータシステム及びコンティンジェンシープランチェックリスト」をベースに作成しているが、従来の、システム安全対策やコンティンジェンシープランのチェックについては、(財)金融情報システムセンター（FISC）の手引きを活用することとし、当局の検査においては主にシステムの企画・開発体制や管理・運営体制の状況のチェックに重点を置いている。

具体的には、システム戦略やセキュリティーポリシーの明確化を求めているほか、内部監査時の監査証跡（オーディット・トレイル）の確認を促している。また、コンティンジェンシープランの策定に当たっては、システムリスクも考慮することを促している。

以 上

## 金融検査マニュアル案（中間とりまとめ）の見直しについて

主 な 論 点	中 間 と り ま と め	見 直 し の ポ イ ン ト
<p>1. 検査マニュアルの基本的性格の更なる明確化等</p> <p>(1) 検査官の手引書としての性格や監督上の措置との関係の明確化</p> <p>(2) チェック項目の表現振り（語尾の表現）</p> <p>(3) 検査における機械的・画一的な運用の防止</p>	<p>○ 検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であること及び金融検査と監督上の措置との関係について記載。（中間とりまとめ 5、7頁）</p> <p>○ 全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目（ねばならない）、国際統一基準適用金融機関に対しては、ミニマム・スタンダードとして求められるが、これ以外の金融機関においては、重要課題として取り組む必要のある項目（必要である）、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目（望ましい）の3つに区分。（中間とりまとめ 11頁ほか）</p> <p>○ 検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であることを記載しているが、字義通りの対応のみが求められるとの誤解がある。（中間とりまとめ 5頁）</p> <p>○ 現場において、機械的・画一的な検査が行われる恐れがある、さらに、検査官と金融機関のコミュニケーションが十分でない例もある等の見方がある。</p>	<p>○ マニュアルは検査官の手引書として位置付けられ、検査における指摘が直ちに特定の監督上の措置に結びつくわけではない旨を明確化。（最終とりまとめ 6、8頁）</p> <p>○ 「ねばならない」は全て「しているか、なっているか」の疑問形とし、「望ましいは」変更せず、「必要である」は、両者を組み合わせて表現。（最終とりまとめ 11頁ほか）</p> <p>○ 下記の趣旨を明確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の行っている対応が十分なものである場合等には、不適切とするものではない旨</u></li> <li>・ <u>マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模・特性を踏まえ、機械的・画一的にならないようにする必要がある旨</u></li> <li>・ <u>立入検査の際に、検査官は金融機関と十分な意見交換を行う必要がある旨</u></li> </ul> <p>（最終とりまとめ 6頁ほか）</p> <p>○ さらに、マニュアル確定後、検査官に対し研修等によりマニュアルの趣旨を徹底。</p>

主  な  論  点	中  間  と  り  ま  と  め	見  直  し  の  ポ  イ ン  ト
<p>2. 取締役会（理事会）等の役割について</p> <p>リスク管理等の責任の取締役会（理事会）以外の機関への委任</p> <p>3. 中小企業向け与信を含めた信用収縮懸念への対応</p> <p>(1) 債務者区分の判断基準</p> <p>(2) 中小・零細企業の債務者区分の判定</p> <p>(3) 要注意先に対する引当水準</p>	<p>○ リスク管理に係る意思決定等については、取締役会（理事会）の責任において行うことを求めている。（中間とりまとめ 12頁ほか）</p> <p>○ 自己査定の正確性の判断基準については、セフ・ハーバールを記載。（セフ・ハーバールに該当しないものが直ちに要注意先・破綻懸念先に区分されるとの誤解がある。）</p> <p>○ 実質債務超過解消期間2年、再建計画期間5年、計画達成率8割以上などの基準を提示。（当該基準に合致しないものが、直ちに破綻懸念先に区分されるとの誤解がある。）（中間とりまとめ 53頁ほか）</p> <p>○ 自己査定の正確性の判断基準の一部（要注意先の項）に、中小・零細企業については、代表者等の資産等をも勘案して判断する旨を記載。（中間とりまとめ 53頁ほか）</p> <p>○ 平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上。ただし、信用格付毎に要注意先を更に細分化して、合理的と認められる今後の一定期間の予想損失額を貸倒引当金として計上することもできる旨記載。（中間とりまとめ 68頁ほか）</p>	<p>○ 取締役会（理事会）において決定すべき事項の内容を、基本方針の決定や体制の整備等に限定する。</p> <p>○ それ以外の事項については常務会等へ委任することも自由とするが、取締役会による明確な委任があること等に加え、内部牽制が確保されるような体制整備を求める。（最終とりまとめ 11頁ほか）</p> <p>○ 債務者区分の判定に当たっては、債務者の業種の特性等を踏まえて総合的に判断するものとし、セフ・ハーバールに該当しないものを直ちに要注意先・破綻懸念先にしてはならない旨を明確化。</p> <p>○ 収益見通し、企業の技術力、販売力、成長性、代表者等の資産等の定性的な基準についても勘案することを明確化。</p> <p>○ 定量的な基準は概ねの目安であることを明確化。</p> <p>○ 債務超過解消期間2年という定量基準は、セフ・ハーバールとしての指標の妥当性に疑問があるため、削除。（最終とりまとめ 47頁ほか）</p> <p>○ 中小・零細企業等の場合には、どの債務者区分の判定の際にも、代表者等の資産等をも勘案して判断する必要がある旨を明確化。</p> <p>○ 金融機関が健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対して円滑な資金供給を行っているかをチェックする項目を追加。（最終とりまとめ 47頁ほか）</p> <p>○ 要注意先を信用リスクの程度に応じて細分化し、リスクの度合いに応じた引当を行うこともできることを明確化。例示として、要管理先債権に対する引当は「平均残存期間又は少なくとも今後3年間」、それ以外の先は、「平均残存期間又は少なくとも今後1年間」とすることも妥当であることを明確化。（最終とりまとめ 75頁）</p>

主  な  論  点	中  間  と  り  ま  と  め	見  直  し  の  ポ  イ ン  ト
<p>(4) 検査マニュアルを口実とした貸し渋りの防止</p> <p>4. 金融機関の規模・特性を考慮したチェック項目の精緻化</p> <p>(1) 業態別マニュアルの整備又は金融機関の規模・特性に応じた対応</p> <p>(2) 2週間以上の職場離脱</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 個別企業の信用情報の厳格な管理</p> <p>(2) 農林水産政策への配慮</p>	<p>○ 特に記述なし。</p> <p>○ 全ての預金等受入金融機関が対象であるが、各金融機関において、創意・工夫を生かし、それぞれの実情に沿ったより詳細なマニュアル等の自主的な作成を期待。（字義通りの対応のみが求められるとの誤解がある。） （中間とりまとめ 6頁）</p> <p>○ リスク管理等の観点から、役職員に2週間以上の職場離脱を求めている。 （中間とりまとめ 16頁ほか）</p> <p>○ 顧客情報を原則開示してはならない旨記載。 （中間とりまとめ 109頁）</p> <p>○ 特に配慮した記述なし。</p>	<p>○ <u>金融機関が金融検査マニュアルを理由とした資金供給の拒否や資金回収等の不適切な取扱いを行っていないかをチェックする項目を追加。</u> （最終とりまとめ 36頁）</p> <p>○ 業態別マニュアルは整備しないものの、<u>金融機関の規模・特性に応じた対応を行う旨を明確化。</u></p> <p>○ <u>特に下記の趣旨を明確化。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の行っている対応が十分なものである場合等には、不適切とするものではない旨</li> <li>・ マニュアルの適用にあたっては、<u>金融機関の規模・特性を踏まえ、機械的・画一的にならないようにする必要</u>がある旨</li> </ul> <p>（最終とりまとめ 6頁ほか）</p> <p>○ <u>1週間以上の職場離脱はミニマム・スタンダードとし、これを2週間以上とすることはベスト・プラクティスにとどめる。</u> （最終とりまとめ 17頁ほか）</p> <p>○ 金融機関が個別企業に関わる情報の取り扱いを厳重かつ慎重に行っているかをチェックする項目を追加。 （最終とりまとめ 117頁）</p> <p>○ 債務者区分の検証に際しては、制度資金の内容等も踏まえた上で実態判断する旨を明確化。 （最終とりまとめ 47頁ほか）</p>

## 資料17-1-7 金融検査マニュアル検討会・座長談話

(金融検査マニュアル検討会座長 岩原紳作：東京大学法学部教授)

本日、金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」をまとめ、これを公表することができたことについて、検討会の各委員の皆様、検討会の事務局を務めてくれた金融監督庁検査部審査業務課の職員の皆様、さらには、「中間とりまとめ」に対して貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、先ずもって、お礼を申し上げます。

本来であれば、座長である私が「最終とりまとめ」についてのご説明を申し上げなければならないところ、大学の公務のため、直接ご説明できないことをお詫び申し上げます。

さて、昨年7月の政府・与党の「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」等を踏まえ、金融検査マニュアルの作成のため、金融検査マニュアル検討会が設置されたのは昨年8月でした。それ以降、合計24回にわたる審議を行い、この度、その最終的な成果として本「最終とりまとめ」を公表することができましたことは、私の大きな喜びとするところでございます。

検討会での審議に当たっては、「中間とりまとめ」に対してパブリックコメントを募る等、手続の透明性確保に配慮致しました。本「最終とりまとめ」は、金融検査は自己責任原則に基づく金融機関経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、今後の金融検査の在り方としては、①当局指導型から自己管理型への転換、②資産査定中心の検査からリスク管理重視の検査への転換が必要であるとの立場に立っています。また、諸外国の金融検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論をも勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえて作成しています。さらに忘れてはならないのは、預金者や納税者の視点であり、預金者や納税者の皆様の理解が得られるような金融機関経営や金融行政の確立といった観点からの検討を行っています。

私としては、金融検査マニュアルの整備・公表が、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立に資するとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確保につながることを期待しております。

\* 平成10年12月22日 発表、ホームページ掲載

## 資料17-1-8 金融検査マニュアル検討会の開催日程

回数	日付	議事内容
第1回	平成10年8月25日	・検討会の今後の進め方、検査マニュアルの全体像等について
第2回	平成10年9月8日	・金融検査の基本的考え方、内部管理のあり方等について
第3回	平成10年9月22日	・内部管理及び市場リスク管理のあり方について
第4回	平成10年10月6日	・市場リスク管理、事務リスク管理及びシステムリスク管理のあり方について
第5回	平成10年10月20日	・米国OCC職員からのヒアリング ・コンプライアンスについて
第6回	平成10年11月5日	・コンプライアンス及び信用リスク管理のあり方について
第7回	平成10年11月18日	・信用リスク管理及び流動性リスク管理のあり方について
第8回	平成10年11月25日	・案文審議
第9回	平成10年12月2日	・案文審議
第10回	平成10年12月9日	・案文審議
第11回	平成10年12月11日	・案文審議
第12回	平成10年12月16日	・案文審議
第13回	平成10年12月18日	・案文審議
第14回	平成10年12月22日	・案文審議

平成10年12月22日 中間とりまとめ公表

[再開後]

回数	日付	議事内容
第15回	平成11年2月26日	・今後の検討会の進め方について
第16回	平成11年3月3日	・ヒアリング（全国銀行協会連合会・全国地方銀行協会・第二地方銀行協会）
第17回	平成11年3月8日	・ヒアリング（全国信用金庫協会・全国労働金庫協会・全国信用組合中央協会）
第18回	平成11年3月11日	・ヒアリング（全国農業協同組合中央会・全国漁業協同組合連合会・全国信連協会・農林中央金庫）
第19回	平成11年3月17日	・ヒアリング（国際銀行協会・日本公認会計士協会・経済団体連合会・全国中小企業団体中央会・日本商工会議所・全国商工会連合会）
第20回	平成11年3月18日	・主要論点に関する討議
第21回	平成11年3月25日	・案文審議
第22回	平成11年3月30日	・案文審議
第23回	平成11年4月5日	・案文審議
第24回	平成11年4月7日	・案文審議

平成11年4月8日 最終とりまとめ公表

資料17-1-9 「コンピュータ2000年問題に関する金融検査における  
チェックリスト（改訂版）」の公表について

西暦2000年にコンピュータが誤作動する恐れのある、いわゆる2000年問題については、その与える影響の大きさ、深刻さに鑑み、我が国においても関係各方面で様々な取組が行われてきているところである。また本年5月のバーミンガム・サミットにおいても本問題が取り上げられ、金融サービスなどの重要な分野で更なる行動をとることで合意されたところである。

この2000年問題については、大蔵省金融検査部において、昨年12月24日に、「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト」を作成し、公表したと承知しているが、金融監督庁検査部においても引き続き金融機関における2000年問題の対応状況について実態把握に努めてきたところである。このような金融検査による実態把握の結果を踏まえ、また2000年問題のために残された時間が少なくなるとともに、必要な対応のフェーズが変化してきていることに鑑み、今般、金融監督庁検査部において従来のチェックリストを改訂することとした。改訂されたチェックリストにおいては、金融機関の経営陣・従業員等が2000年問題についての認識を高め、また、対応策を策定する段階は既に終了しているべきであるとの考え方に立ち、対応策の実施、特に、システム等の修正及びその後のテスト、コンティンジェンシー・プランの作成に重点を移している。

今後の金融検査においては、改訂されたチェックリストに基づき実態把握が行われることになるが、各金融機関がこれを用いて自らチェックすることで、2000年問題への一層の対応に資するものと考えられることから、これを公表することとした。

\* 平成10年8月25日 発表、ホームページ掲載

コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト（改訂版）

項目	チェック項目	チェック項目に係る説明
1. 経営陣等の認識・関与及び取組体制	<p>(1) 経営陣が2000年問題を理解し、2000年問題への対応を単なる技術的な問題としてではなく、経営にかかわる戦略的目標として確立しているか。また経営陣が2000年問題への対応策の策定及び実施に積極的に関与しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2000年問題対応がどのように経営戦略に反映されているか。</li> <li>・ 2000年問題対応に必要な経営資源を見積もり、予算に計上しているか。</li> <li>・ 2000年問題を統括する役員及び部署がどのように明確化され、またどのような取組体制が確立されているか。</li> <li>・ 2000年問題への対応の進捗状況について、経営陣にどのような形で、またどのくらいの頻度で定期的に報告されているか。</li> </ul>
	<p>(2) 2000年問題の概要及びその対応策の内容を、金融機関の組織、従業員全体が理解するよう、経営陣は方策を講じているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部署ごとの2000年問題の担当者及び責任者は誰か。</li> <li>・ 従業員全体が2000年問題の対応策の内容を理解するためにどのような方策がとられているか。</li> </ul>
	<p>(3) 2000年問題の対応策の内容について、経営陣は、政府・日銀等と連携を図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営陣は、政府・日銀・業界団体等の2000年問題対応策の内容を理解し、それを参考にして対応策を策定しているか。</li> </ul>
2. 現状評価及び対応策の策定	<p>(1) 2000年問題への対応策が策定されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BISのペーパーでは、97年9月までに具体的かつ詳細な対応策が策定されていることが期待されているが、現時点（98年6月）で未策定の場合、対応が間に合わず、経営上重大な影響が生じる可能性が高い。</li> </ul>
	<p>(2) 2000年問題により影響を受けるシステムについてリスト・アップが行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関自らのシステムのみならず、外部との接続システムも含めて網羅されているか。</li> <li>・ 地方及び海外拠点についても網羅されているか。</li> <li>・ 金庫、防犯設備等、マイクロ・コンピュータ搭載機器類についても網羅されているか。</li> </ul>
	<p>(3) 2000年問題への対応策の各段階（影響を受けるシステムのリスト・アップ、システムの修正、テスト等）ごとに目標達成期日が明示的に設定されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各段階の目標達成期日はいつか。</li> <li>・ 特に、テストに十分な時間をとれる期日設定となっているか。</li> </ul>

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明
	<p>(4) 2000年問題への対応策に関して、外部のベンダーやサービス・プロバイダーと積極的に連絡を取っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーが提供するサービスや機器類等を特定、評価しているか。</li> <li>・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーと金融機関の責任を特定し、それぞれの責任を明確にしているか。</li> <li>・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーが、自社の供給する機器類等の2000年以降における正常稼働を必ずしも保証できないことを、金融機関は認識しているか。</li> <li>・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーが適切な対応をしているかを確認するため、どのようなモニター方法を確認しているか。</li> <li>・ 修正されたサービスや機器類等を、可能な限り金融機関自身がテストするプロセスを確立しているか。</li> </ul>
	<p>(5) 金融機関の顧客・主要取引先等における2000年問題への対応状況について把握し、対処しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2000年問題に関して金融機関に影響を与え得る顧客・主要取引先等をどのように特定し、また顧客・主要取引先等における対応状況をどのような方法で把握しているか。その結果はどのようなであったか。</li> <li>・ 顧客・主要取引先等における対応状況についての把握結果に基づいて、どのような対応が取られているか。</li> </ul>
	<p>(6) 2000年問題を統括する部署は、2000年問題への対応策の各段階における進捗状況を的確に把握し、対処しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2000年問題を統括する部署は、関連部署による作業の進捗状況をどのような形で、どのくらいの頻度でモニターしているか。</li> <li>・ 2000年問題を統括する部署は、関連部署による作業の進捗状況をどのような形で、どのくらいの頻度で経営陣に報告しているか。</li> <li>・ 定期的な報告を受けて、経営陣が問題点（例えば、予算不足、修正の失敗、作業の遅れ）を認識した場合、どのように取り組んでいるか又は指示をしているか。</li> </ul>
	<p>(7) 対応策の実施に必要な予算、人的資源、機材は確保されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応策の実施及びテストに必要な予算はどのくらいの額と見積もられ、また確保されているか。</li> </ul>

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応策の実施及びテストに必要な金融機関内部及び外部委託先の人的資源（特にスキルのある技術者）は何人と見積もられ、また確保されているか。</li> <li>・ 対応策の実施の過程で追加的な予算・人的資源が必要となった場合、どのように手当てされるか。</li> </ul>
3. システム等の修正及びテスト	<p>（1）システム、アプリケーション、機器等についての修正の進捗状況はどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各システム等の修正の終了予定日はいつか。（B I Sのペーパーでは、優先順位の高い修正については98年央までに完了すること、また、全ての修正作業を98年末までに完了することが目標とされている。）</li> <li>・ 各システム等の修正の進捗率はどうか。当初計画に比べて遅れている場合、その理由は何か。</li> <li>・ 2000年が閏年であることにも留意したコンピュータ計算プログラムに修正されているか。</li> </ul>
	<p>（2）システム等の修正の進捗状況について、どの程度の頻度で、又どのような形で経営陣に報告されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修正作業の過程で発生した問題や、当初計画に比した修正作業の遅延が経営陣にタイムリーに報告され、的確な対応が取られているか。</li> </ul>
	<p>（3）修正したシステム等の金融機関内におけるテスト及び外部とのテストはどのように行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テストの具体的日程はどうなっているか。（B I Sのペーパーでは、大手取引先と接続されたシステム及び全ての重要なアプリケーションについてのテストは98年末までに完了することが目標とされている。）</li> <li>・ テストの具体的日程が役職員、顧客・主要取引先等に周知されているか。</li> <li>・ 顧客・主要取引先等を含めたテストを行っているか。</li> <li>・ テストがカバーするシステム、アプリケーション等の範囲はどうなっているか。テスト対象とならないシステム等がある場合に、2000年問題適格であることをどのように確保するのか。</li> <li>・ テストの結果、更なる修正が必要な場合の具体的対応策はどうなっているか。</li> </ul>

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明
4. コンティンジェンシー・プランの作成	<p>(1) 2000年問題対応のためのシステムの修正、テスト等の過程でトラブルが発生する場合に備えて、どのようなコンティンジェンシー・プランが策定されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンティンジェンシー・プランは外部取引先等との関係で発生するトラブルをもカバーしているか。</li> <li>・ コンティンジェンシー・プランは、支店や海外拠点で発生するトラブルをもカバーしているか。</li> <li>・ コンティンジェンシー・プランは電気、水道、通信といった社会的インフラにかかわるトラブルをもカバーしているか。</li> <li>・ コンティンジェンシープランのもとで、どのくらいの間業務運営できると見積もっているか。</li> </ul>
	<p>(2) 2000年1月1日以降にトラブルが発生する場合に備えてどのようなコンティンジェンシー・プランが策定されているか。</p>	
5. その他	<p>(1) 海外拠点における2000年問題についてどのように対処しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外拠点における2000年問題についての対応の進捗状況が、どのような形で、またどのくらいの頻度で本社に報告されているか。</li> <li>・ 現地監督当局の2000年問題対応策に関する情報が逐次本社に報告され、本社の経営陣は理解しているか。</li> <li>・ 現地監督当局の検査で指摘された事項、報告を求められている事項が、本社に報告されているか。またそれらの指摘等に対し、本社の経営陣はどのように対処しているか。</li> </ul>
	<p>(2) 2000年問題への対応状況を株主・顧客等にディスクロースしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような形で、またどのくらいの頻度でどのような情報をディスクロースしているのか。</li> <li>・ 海外では、2000年問題の対応状況について十分なディスクロージャーが行われない場合、取引先等から取引を拒否されたり、取引に係る費用の割増を求められるケースがある。</li> </ul>

\* 平成10年 8月25日 発表、ホームページ掲載